

神奈川県における 法人 県民税 事業税 の税率及び地方法人特別税の税率

(平成20年10月1日から平成26年9月30日までの間に開始する事業年度分用)

1 法人県民税均等割

区 分	税 率
資本金等の額が1,000万円以下の法人等（詳細は裏面「法人県民税均等割年額2万円の法人」のとおり。）	年額 20,000円
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下であるもの	年額 50,000円
資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 130,000円
資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 540,000円
資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 800,000円

備考 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいい、保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産の額をいいます。

2 法人事業税・地方法人特別税・法人県民税法人税割

法 人 事 業 税				地方法人特別 税の税率	法人県民 税法人税 割の税率
区 分		税 率			
A 及 B 以 外 の 法 人	益 法 人 等 (公 益 法 人 等 を 除 く)	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 が 1 億 円 を 超 え る 法 人	所得のうち年400万円以下の金額	2.943 (2.7)%	基 準 法 人 所 得 割 額 の 81% 基 準 法 人 所 得 割 額 の 148% - -
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4.36 (4.0)	
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	5.777 (5.3)	
			本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等 を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額 が1,000万円以上のもの	5.777 (5.3)	
	資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額 が 1 億 円 を 超 え る 法 人	所 得 割	所得のうち年400万円以下の金額	1.68 (1.5)	
			所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.464 (2.2)	
			所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	3.248 (2.9)	
			本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等 を設けて事業を行う法人	3.248 (2.9)	
		付 加 価 値 割	0.504 (0.48)	-	
		資 本 割	0.21 (0.2)	-	
A 特 別 法 人	所 得 割	所得のうち年400万円以下の金額	2.943 (2.7)	基 準 法 人 所 得 割 額 の 81%	
		所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	3.924 (3.6)		
		特定の協同組合等の所得の うち年10億円を超える金額	4.687		
		本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等 を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額 が1,000万円以上のもの	3.924 (3.6)		
		特定の協同組合等の所得の うち年10億円を超える金額	4.687		
B	収入金額を課税標準とする法人の収入割	0.763 (0.7)	基 準 法 人 収 入 割 額 の 81%		

- 備考 1 基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは標準税率によって計算した所得割額及び収入割額をいい、標準税率とは法人事業税の税率欄()書きの税率です。
- 2 「特別法人」とは、農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人などをいいます。
- 3 「公益法人等」には、人格のない社団等、投資法人、特定目的会社などを含まず。
- 4 表中の()書きは、不均一課税対象法人に適用される税率で、その法人の範囲は、裏面の「中小法人に対する不均一課税について」とおりのとおりです。
- 5 「清算所得」に係る税率は、平成22年9月30日以前に解散した法人に対して適用されます。

法人県民税均等割年額 2 万円の法人

次に掲げる法人です。

- (1) 公共法人及び公益法人等（地方税法第25条第 1 項に規定する法人は非課税です。また、法人税法別表第 2 に規定する独立行政法人で収益事業を行うものは資本金等の額に応じて均等割が課されます。）
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人
- (3) 人格のない社団等（収益事業を行わない人格のない社団又は財団は非課税です。）
- (4) 資本金の額又は出資金の額を有しないもの（(1)、(2)に掲げる法人を除きます。）
- (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

中小法人に対する不均一課税について

(1) 対象法人の範囲

ア 法人事業税 …………… 資本金の額又は出資金の額が 2 億円以下で、かつ、所得が年 1 億5,000 万円（「収入金課税法人」にあつては、収入金額が年12億円）以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）

（備考）平成22年 9 月30日以前に解散（合併による解散を除く。）した法人の次の事業税については、不均一課税の適用はありません。

- ・ 清算所得に対する事業税
- ・ 清算中の事業年度に係る事業税
- ・ 残余財産の一部分配に係る事業税

イ 法人県民税法人税割 …………… 資本金の額又は出資金の額が 2 億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年4,000万円以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）

（備考）平成22年 9 月30日以前に解散（合併による解散を除く。）した法人の次の法人税割については、不均一課税の適用はありません。

- ・ 清算所得に対する法人税に係る法人税割
- ・ 清算中の事業年度に係る法人税割
- ・ 残余財産の一部分配に係る法人税割

(2) (1)における留意点

ア 資本金の額又は出資金の額 …………… 事業年度又は連結事業年度終了の日（中間申告の場合は、事業年度又は連結事業年度開始の日から 6 月の期間の末日）の現況によります。

イ 所得金額（収入金額）及び法人税額又は個別帰属法人税額 …………… 事業年度又は連結事業年度が 1 年に満たない（中間申告を含む。）法人の所得が年 1 億5,000万円（収入金額が年12億円）以下かどうか及び法人税額又は個別帰属法人税額が年4,000万円以下かどうかの判定は、所得（収入金額）又は法人税額若しくは個別帰属法人税額の総額が次の算式により計算した額以下かどうかによります。

(ア) 所得（収入金額）

$$\frac{1 \text{ 億}5,000 \text{ 万円 (12 億円)} \times \text{事業年度の月数}}{12}$$

(イ) 法人税額又は個別帰属法人税額

$$\frac{4,000 \text{ 万円} \times \text{事業年度の月数}}{12}$$

（ア）及び（イ）の月数は暦に従って計算し、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月とします。

不均一課税の適用があるかどうかを判定する場合の所得（又は収入金額）及び法人税額又は個別帰属法人税額は、いずれも、関係都道府県に分割される前の金額であり、これらの1,000円未満の端数を切り捨てた金額です。